

# — 国民健康保険の適正化にご協力をお願いします —

- 国保への加入・脱退の届け出は忘れずに
- 【国保に加入するとき】
- 【国保を脱退するとき】
- 他市町村から転入した
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者からはされた
- 子どもが産まれた
- 生活保護を受けなくなった
- 他市町村へ転出した
- 職場の健康保険に加入了、または被扶養者になった
- 死亡した
- 生活保護を受けた
- 住所、氏名、世帯主が変わった
- 就学のため他市町村へ転出する
- 世帯分離、世帯合併をした
- 【その他】

- 次のような場合は、国保への届け出が必要となります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用している場合も手続きが必要です。
- 会社を退職して、国保に加入するとき
- 社会保険などの被扶養者になれませんか？
- お子さんが職場の健康保険に加入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者になれる場合があります。この場合、お子さんの保険料が増加することなく、国保喪失により国保税もかかりません。このように例に該当しないかご確認ください。なお、加入条件などは、勤め先または加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。
- 後期高齢者医療制度に入っている方は該当しません

- 【交通事故等にあった場合】
- 【柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術には保険証が使える場合と使えない場合があります】
- 【一人あたりの医療費が増加傾向】
- 【誰もが安心して医療を受けられる保険制度を維持するために、一人ひとりが医療機関などの適正受診、特定健診や各種検診の積極的な受診により病気の早期発見・早期治療、予防と健康づくりを心がけましょう。】
- 【ジェネリック医薬品の利用】
- 薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分を持つ比較的安い薬のことです。ジェネリック医薬品を使用することで、医療費の節減になります。ジェネリック医薬品に切り替える場合は、かかりつけ医に相談してください。

## 注意してください！

- 転出または職場の健康保険に加入了の場合、国保を脱退する届け出をしないと国保の資格が残ったまま保険税が二重にかかります。
- 国保資格を喪失した場合、直ちに保険証の使用を中止し返却してください（資格喪失後に国保の保険証を使って受診したとき、医療費の7割または8割を後日請求する場合があります）。

- 【国保に加入するとき】
- 【国保を脱退するとき】
- 他市町村から転入した
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者からはされた
- 子どもが産まれた
- 生活保護を受けなくなった
- 他市町村へ転出した
- 職場の健康保険に加入了、または被扶養者になった
- 死亡した
- 生活保護を受けた
- 住所、氏名、世帯主が変わった
- 就学のため他市町村へ転出する
- 世帯分離、世帯合併をした
- 【その他】

- 次の事項に該当しないか確認をお願いします
- 会社を退職して、国保に加入するとき
- 社会保険などの被扶養者になれませんか？
- お子さんが職場の健康保険に加入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者になれる場合があります。この場合、お子さんの保険料が増加することなく、国保喪失により国保税もかかりません。このように例に該当しないかご確認ください。なお、加入条件などは、勤め先または加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。
- 後期高齢者医療制度に入っている方は該当しません

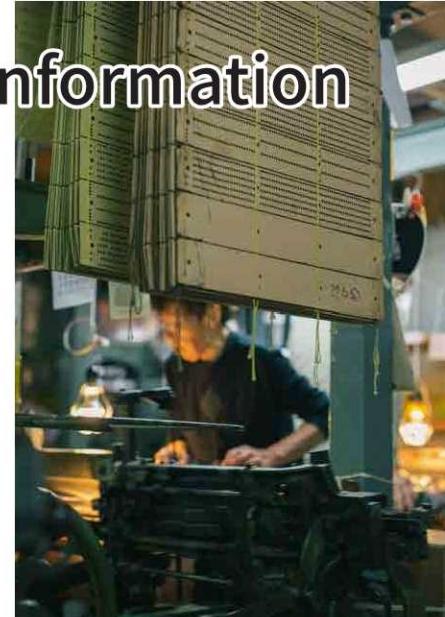
- 【交通事故等にあった場合】
- 【柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術には保険証が使える場合と使えない場合があります】
- 【一人あたりの医療費が増加傾向】
- 【誰もが安心して医療を受けられる保険制度を維持するために、一人ひとりが医療機関などの適正受診、特定健診や各種検診の積極的な受診により病気の早期発見・早期治療、予防と健康づくりを心がけましょう。】
- 【ジェネリック医薬品の利用】
- 薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分を持つ比較的安い薬のことです。ジェネリック医薬品を使用することで、医療費の節減になります。ジェネリック医薬品に切り替える場合は、かかりつけ医に相談してください。

- 【保険証が使えない場合】
- 【保険証が使える場合】
- 【医師の同意書がある場合に保険証が使える場合】
- 【骨折、脱臼】
- 【日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など】
- 【神経痛、リュウマチ、関節炎、ヘルニアなど病気が原因の痛み】
- 【保険医療機関で治療中のものなど】

- 与謝野町事業者経費高騰緊急支援補助金

## 中小企業者・小規模事業者などの事業継続を支援します

与謝野町では、昨今の世界経済情勢などの影響下で、燃料費および電気料金の高騰により影響を受けている町内事業者の皆さんの事業継続を支援するため、事業に必要な経費の一部を昨年度に引き続き補助金として交付します。  
※ 広報よさの8月号（No.210）に掲載した情報と同様です



**申請受付期間せまる！ >>> 12月28日木まで**

申請書類は町ホームページにあるほか、産業観光課（本庁舎）、加悦庁舎および野田川庁舎の住民税務課住民係にあります。

### 補助対象者 >>> 以下のいずれかに該当する事業者の方

- 与謝野町に本籍または住所を有する中小企業者または小規模事業者
- 与謝野町商工会に加入しており、町内に事業所を有する中小企業者または小規模事業者
- 与謝野町企業立地促進条例に基づく奨励事業所の指定を受けた事業者

#### 対象外事業者

- 農業者
- 税金などの滞納がある事業者

### 補助対象経費・補助率

#### 燃料費 および 電気料金 (ガソリン・軽油・ガス・灯油など)

（令和5年4月1日から10月31日までの間に支払いを終えている経費に限る）

#### 補助率 10分の3以内

#### 補助上限額 20万円もしくは10万円

- ※ 補助上限額は右の表をご覧ください
- ※ 補助金算定後、千円未満は切り捨てます
- ※ 法人事業者は交付申請書に押印が必須です

事業者区分	補助金限度額
中小企業者	20万円
小規模事業者	10万円
NPO法人または 社会福祉法人など	20万円
従業員5人以下	10万円

【申請先・問い合わせ先】 産業観光課 ☎ 43-9012

※ 補助金ページ（町ホームページ） ▶▶▶

